

○宇都宮市入湯税条例

昭和 58 年 9 月 22 日

条例第 28 号

(課税の根拠)

第 1 条 市は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 701 条の規定に基づき、入湯税を課する。

2 入湯税の賦課徴収については、法令及び宇都宮市税条例(昭和 29 年条例第 23 号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(納税義務者)

第 2 条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(課税免除)

第 3 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢 12 歳未満の者
- (2) 市内に居住する年齢 60 歳以上の者
- (3) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (4) その他市長が社会福祉の増進を図るため適当と認める者

(税率)

第 4 条 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円とする。ただし、日帰りの場合は、50 円とする。

(徴収の方法)

第 5 条 入湯税は、特別徴収の方法により徴収する。

(特別徴収の手続)

第 6 条 入湯税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(不足金額等の納入の手続)

第 7 条 特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算

金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(経営の申告)

第 8 条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においても、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(帳簿の記載義務等)

第 9 条 特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない。

(義務違反に関する罪)

第 10 条 前条第 1 項の規定により、帳簿に記載すべき事項を正当な事由がなくて記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第 2 項の規定により保存すべき帳簿を 1 年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(平 23 条例 23・一部改正)

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例施行の際、現に鉱泉浴場を經營している者は、第 8 条の規定にかかわらず、この条例施行後速やかに同条に規定する事項を市長に申告するものとする。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中宇都宮市税条例第 26 条第 1 項の改正規定、同条例第 37 条の 4 第 1 項の改正規定(「3 万円」を「10 万円」に改める部分に限る。)、同条例第 54 条の 10 第 1 項、第 67 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び第 90 条第 1 項の改正規定、同条例第 102 条の次に 1 条を加える改正規定、同条例第 107 条の次に 1 条を加える改正規定、同条例第 109 条第 1 項及び第 127 条第 1 項の改正規定並びに同条例第 133 条の 2 を第 133 条の 3 とし、第 133 条の次に 1 条を加える改正規定、第 3 条、第 4 条並びに附則第 4 条の規定 平成 23 年 12 月 1 日
(罰則に関する経過措置)

第 4 条 この条例の施行前にした行為並びにこの条例の附則の規定によりなお従前の例に

よることとされる市税並びにこの条例の附則の規定によりなお効力を有することとされる旧市税条例並びに第 3 条の規定による改正前の宇都宮市事業所税条例及び第 4 条の規定による改正前の宇都宮市入湯税条例に規定される市税に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。